



越境 EC と消費者契約の準拠法 ～日本国内の事業者が中国国内の消費者に商品等を販売する場合～

1. はじめに
2. 原則
3. 消費者契約の特則
4. 中国の国際私法
5. おわりに

弁護士 芳賀 洋一

1. はじめに

経済産業省の調査¹によれば、2020年、越境 EC サイトを通じた中国消費者による日本事業者からの購入額は1兆9499億円にのぼり、前年と比べると17.8%も増加しています。このような状況の中、今後、日本国内の事業者と中国国内の消費者との間のトラブルが増えることも予想されますが、例えば日本国内の事業者が中国国内の消費者に商品等を販売した場合、両者の間で締結される売買契約には、いずれの国の法が適用されるでしょうか。

¹ 経済産業省『令和2年度産業経済研究委託事業(電子商取引に関する市場調査)』
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/210730_new_hokokusho.pdf(2021年8月23日最終閲覧)

² 当該調査において、越境 EC の対象となる分野・品目は、「物販系」(衣類、食品、生活家電等)、「サービス系」(旅行サービス、飲食サービス等)、「デジタル系」(オンラインゲーム、電子出版等)とされています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

私人間の国際的な法律関係に適用される法は、基本的には訴えが提起された国の国際私法に従って決定されるため、日本の裁判所に訴えが提起された場合には日本の国際私法に従って準拠法を決定することになります。本稿では、日本国内の事業者が中国国内の消費者に商品等を販売する場合を前提として、消費者契約の準拠法決定ルールに関する日本の国際私法上の制度を中心にご紹介したいと思います。

2. 原則

日本の国際私法の主要な法源である「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」といいます。）は、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」と定めています（第7条）。そのため、契約当事者は、契約の成立及び効力について、当事者自治の原則に基づき、原則として当該契約に適用される準拠法を選択することができます。

また、当事者間に契約準拠法の選択がない場合には、「当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法」、すなわち最密接関係地法が準拠法とされます（通則法第8条第1項）。当該最密接関係地法については、推定規定が置かれており、特徴的な給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合には、事業所所在地法）が当該法律行為の最密接関係地法と推定されます（同条第2項。ただし、不動産を目的物とする法律行為については、同条第3項により、当該不動産の所在地法が当該法律行為の最密接関係地法と推定されます。）。冒頭で述べた例のように、日本国内の事業者と中国国内の消費者との間で締結される売買契約においては、商品等の引渡し特徴的な給付に該当し、これを行う日本国内の事業者の事業所所在地法である日本法が最密接関係地法と推定されると考えられます³。

3. 消費者契約の特則

しかし、消費者と事業者との間で締結する契約（以下「消費者契約」といいます。）については、契約交渉において弱い立場にあり、法的知識に乏しい消費者を保護するとの観点から、特則が設けられています。

すなわち、消費者契約の成立及び効力について、準拠法として、消費者の常居所地法以外の法が選択されている場合であっても、消費者が事業者に対して、その常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思表示をした場合には、当事者が選択した準拠法のほか、当該強行規定も適用されます（通則法第11条第1項）。

ここでいう「強行規定」の例として、「消費者契約法」第4条及び第5条等の規定（民法上の錯誤（民法第95条）及び詐欺（同第96条）の成立要件を緩和して、消費者契約の取消し等を容易にするもの）が挙げられます⁴。また、当事者間に準拠法の選択がない場合には、最密接関係地法ではなく、消費者の常居所地法によるとされています（通則法第11条2項）。

³ 小出邦夫『逐条解説 法の適用に関する通則法[増補版]』（商事法務、有斐閣）108頁以下

⁴ なお、国家利益・社会政策の実現を目的とする特に強行性の強い法規で準拠法のいかににかかわらず適用されるべき規範を「強行的適用法規」といいますが（「特定商取引に関する法律」第9条・第24条に定められているクーリングオフに関する規定はこれに該当すると考えられています。）、強行的適用法規については、「強行規定」とは異なり、裁判官が職権で適用しなければならず、消費者が当該規定の適用を主張したか否かにかかわらず、適用されると考えられています（櫻田＝道垣内編『注釈国際私法 第1巻 § §1～23』（有斐閣、2011）261頁以下）。

そのため、日本国内の事業者が中国国内の消費者に商品等を販売する際、約款や契約書等において日本法が選択され、当該契約書等の各条項が日本法上は有効とされる場合であっても、中国の消費者保護に関する規定上は無効とされる場合において、消費者が「強行規定」に該当するとしてその規定の適用を事業者に対して主張したときは、契約書等の当該条項は無効であると判断される可能性があります。

なお、①消費者が自ら外国に赴いて現地の事業者と契約を締結する場合や②消費者が自己の常居所を偽る場合等、事業者の予測可能性を保護する必要性が高いといえるような類型については、上記消費者保護に関する特則の適用は除外されます（通則法第11条6項各号）。従って、例えば、中国から来日した観光客が日本で商品等を購入したような場合には、原則として上記特則は適用されないと考えられます。

4. 中国⁵の国際私法

冒頭でも述べたように、私人間の国際的な法律関係の準拠法は基本的には訴えが提起された国の国際私法に従って決定されるため、中国の裁判所に訴えが提起された場合には、中国の国際私法に従って準拠法が決定されると考えられます。

中国の国際私法の主要な法源として、2011年4月1日から「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」（以下「中国適用法」といいます。）が施行されており、涉外民事関係（当事者の一方又は双方が外国人である場合等）に適用される法律は、中国適用法により決定されます。同法によれば、契約の準拠法については、通則法と同様、原則として当事者が決定することができ（第41条前段）⁶、当事者間に合意がない場合には、「義務の履行が当該契約の特徴を最も体现することができる一方の当事者の経常的居所地の法律又は当該契約と最も密接な関係を有するその他の法律」が適用されます（第41条後段）。これらの規定は、契約準拠法について当事者自治の原則を反映し、準拠法選択がない場合には最密接関係原則に従うという点で、基本的な考え方は通則法と同様であるといえます。

また、通則法と同様、中国適用法にも、準拠法選択における消費者保護に関する特則が定められており、日本の事業者と中国の消費者との間の消費者契約については、基本的には、当該特則に従って準拠法が決定されると考えられます。もっとも、通則法とは異なり、合意に基づく準拠法選択という意味での当事者自治の原則は排除されており、消費者契約の準拠法については、原則として消費者の経常的居所地法が適用され、①消費者が商品若しくはサービスの提供地の法律の適用を選択した場合又は②事業者が消費者の経常的居所地において関連する経営活動に従事しなかった場合には、商品又はサービス提供地の法律が適用されると定められています（第42条）。そのため、中国の消費者が中国以外の地で日本の事業者により商品等の提供を受けた場合において、当該日本の事業者が中国向けに当該商品等を一切提供していないようなとき（上記②の場合）を除き、日本国内の事業者が中国国内の消費者に対し商品等を販売した場合には、消費者の経常的居所地法である中国法が適用される可能性が高いと思われます。

⁵ 本稿において「中国」とは、中国大陸を意味し、香港、マカオ及び台湾を除きます。

⁶ ただし、外国の投資家が中国国内において合弁会社を設立する際の合弁契約等、一部の契約については、準拠法選択に関する当事者自治の原則が排除されており、中国法を準拠法とすることが要求されています（「民法典」第467条第2項等）。

5. おわりに

冒頭で述べた例のように、日本国内の事業者が中国国内の消費者に商品を販売する場合において、契約書や約款等において日本法が準拠法とされているときであっても、日本の国際私法上、消費者の常居所地法である中国法が適用される可能性がある点には留意が必要です。また、消費者により中国の裁判所に訴えが提起された場合には、同国の国際私法に従って準拠法が決定されるため、日本の事業者としては、中国の消費者と取引を行う場合には、日本法のみならず、中国の国際私法及び同国の消費者保護法制等にも留意する必要があります。具体的な対応について弁護士等の専門家に相談されることが望ましいといえます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上